



児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する届出は忘れなく！

児童扶養手当について

児童扶養手当は、子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るための制度です。

父母の離婚、父または母の死亡等により父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母に一定の障害がある場合に支給されます(所得制限があります)。

受給資格のある方へ

「児童扶養手当現況届」の用紙を7月下旬に送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。「現況届」の提出は、窓口において対面方式での手続きが原則ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため郵送での手続きも受付します。

なお、提出がない場合、11月分(令和4年1月支給)以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図る制度です。

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方で、県が認定した方に手当が支給されます(所得制限があります)。

受給資格のある方へ

「特別児童扶養手当所得状況届」の用紙を8月12日(木)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。

「所得状況届」の提出は、窓口において対面方式での手続きが原則ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため郵送での手続きも受付します。

なお、提出がない場合、8月分(11月支給)以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間

8月2日(月)～31日(火)
(土・日・祝日を除く)

提出期間

8月12日(木)～9月10日(金)
(土・日・祝日を除く)

* どちらの届出も、本庁舎に限り8月22日(日)は手続きすることができます。

* 新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ・提出先

子育て支援課 内線2487 / 金木総合支所総合窓口係 内線3131 / 市浦総合支所総合窓口係 内線4066



菊ヶ丘運動公園内の工事にご協力を！

菊ヶ丘運動公園内にあるトイレを建て替え、複合遊具を撤去するため、8月23日(月)から令和4年3月末まで公園内の一部を閉鎖します。なお、複合遊具は令和4年度に新設する予定です。

ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

都市・交通課
内線2673

